栃木市人事行政の運営等の状況(平成21年度)

栃木市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例に基づき、平成21年度の栃木市の人事行政運営 等の状況について、次のとおり公表します。

なお、本市は平成22年3月29日に1市3町(栃木市・大平町・藤岡町・都賀町)が合併し誕生いたしました。

1 職員の任免及び職員数に関する状況

- (1) 職員の任用状況
 - ①採用試験の状況(1市3町の平成21年度実施分最終合格者数)
 - ・一般事務 14人
 - 保健師 1人
 - 保育士 6人
 - 建築 1人

②採用の状況

	試験採用	選考採用	合計
採用者数(人)	21	5	26

- ※ 採用者数は、平成21年4月2日から平成22年4月1日までに採用された者です。
- ※ 選考採用は、職務の特殊性などにより競争試験が馴染まないため選考により 採用された者で、教育職などの専門職が該当します。

(2) 職員の離職状況

(平成21年度実績)

					794 — — 1	シモンマルンマ
	定年退職	勧奨退職	普通退職	死亡退職	その他	合計
退職者数(人)	36	8	10	2		56

(3) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(単位:人)

	区分	職員	員数	対前年	主な増減理由
部門		21年度	22年度	増減数	土は相談性田
	議会	14	9	▲ 5	1市3町による合併
	総務	238	225	▲ 13	1市3町による合併
	税務	74	76	2	1市3町による合併
— <u>-</u>	民生	190	221	31	1市3町による合併
般行	衛生	59	38	▲ 21	1市3町による合併
政	労働	1	1	0	
	農林水産	49	43	▲ 6	1市3町による合併
	商工	29	33	4	1市3町による合併
	土木	114	116	2	1市3町による合併
	小計	768	762	▲ 6	
特行	教育	189	181	▲ 8	1市3町による合併
別政	小計	189	181	▲ 8	1市3町による合併
普	通会計	957	943	▲ 14	
	水道	31	29	▲ 2	1市3町による合併
公企	下水道	30	29	▲ 1	1市3町による合併
営業等	その他	66	49	▲ 17	1市3町による合併
4	小計	127	107	▲ 20	
	合計	1084	1050	▲ 34	

[※] 平成21年度は1市3町を合算した数値です。

2 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口 (H21年度末)	歳出額 (A)	実質収支	人件費 (B)	人件費率 (B/A)	前年度 人件費率
21年度	人 140, 888	千円 46, 291, 278	千円 2,339,602	千円 8,982,016	% 19. 4	- % -

※人件費(B)には、職員給料・手当のほか、事業費支弁職員人件費、議員、各種委員、特別職の給与、報酬が含まれています。

(2) 職員給与費の状況(普通会計予算)

区公	職員数		給	_	与	費	1人当たり給与
区分	(A)	給	料	職員手当	期末・勤勉手当	計 (B)	費(B/A)
22年度	943	3, 863, 0	44 千円	628,318 千円	1,465,682 千円	5,957,044 千円	6,317 千円

- ※1. 職員手当には、退職手当を含みません。
 - 2. 給与費は、当初予算計上額です。

(3) 職員の平均給料月額及び平均年齢

(平成22年4月1日現在)

	(1 /3/2	
	平均給料月額	平均年齢
一般行政職	339, 208 円	43.8歳
技能労務職	302,084 円	50.0歳

- ※1. 一般行政職とは、戸籍、年金等の受付や福祉、経理等の業務に従事する事務職員と 土木建築等の設計監理業務などに従事する技術職員です。
 - 2. 技能労務職とは、自動車運転手、清掃作業員、道路補修作業員や給食調理員などです。

(4) 職員の初任給の状況

(平成22年4月1日現在)

区	分	給料月額
一般行政職	大学卒	172, 200 円
71又114又41以	高校卒	140,100 円
技能労務職	高校卒	137, 200 円

[※]一般行政職には行政職給料表が、技能労務職には技能労務職給料表が適用され、異なった 給与体系になっています。

(5) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況

(平成22年4月1日現在)

区	分	経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行	大学卒	255,055 円	309,627 円	360, 767 円
政職	高校卒	_	251,900 円	307, 160 円

[※]経験年数とは、卒業後直ちに採用され引き続き勤務している場合は、採用後の年数をいいます。

(6) 一般行政職の級別職員数の状況

(平成22年4月1日現在)

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	計
標準的な 職務内容	主事	主事	主任	主査	副主幹	課長 補佐	課長	部長	
職員数	26	73	66	206	123	98	99	14	705
構成比	3. 7%	10.4%	9.4%	29.2%	17.4%	13.9%	14.0%	2.0%	100.0%

(7) 職員手当の状況

(平成22年4月1日現在)

手当の種類	支給額等						
扶養手当	支給対象者						
大食子曰	(1) 配偶者						
	(2) 満22歳に達する日以後の	○最初の3月31日					
	までの間にある子、孫及び弟妹						
	(3) 満60歳以上の父母及び祖父母						
	(4) 重度心身障がい者						
	支給額(月額)						
	配 偶 者	13,000円					
	配偶者以外	1人につき6,500円					
	職員に配偶者がない場合は、 そのうち1人目について	11,000円					
	満16歳の年度初めから満22 歳の年度末までの子	1人につき					
	成の牛皮木よくの子	5,000円加算					
住居手当	- 文和刈ぎ4 住宅を借り受け、月額12,00	0円を超ラス					
	家賃を支払っている職員	0112/61/20					
	支給額(月額)						
	借家	27,000円以内					
	旧	21,000 120 1					
77 HI - 11	支給対象者						
通勤手当	(1)交通機関等を利用する職	目					
	(2)自動車等を使用する職員	· '					
	支給額(月額)						
	交通機関等利用	55,000円以内					
	自動車等使用	2,000円から					
	(通勤距離に応じ)	24,500円まで					
	-						
管理職手当	支給対象者						
日子机	行政職給料表6級以上の職員						
	支給額(月額)						
	課長補佐	33, 745円					
	課長	44, 200円					
	部長	62,730円					
	※ 上記の額は、特例により) 15%減じたものです。					
11+ 71, #1 74 \\	著しく危険、不快、不健康、困難	雑な勤務その他特殊な					
特殊勤務手当	勤務に従事する職員に支給	(iii					
	・感染症等防疫作業 1日 50	0円					
	· 行路死人収容 1回 6,000円						
	・災害応急作業 1日 500円						
	動物死体処理 1日 500円						
時間外勤務手当	正規の勤務時間を超えて勤務した						
	・勤務日における時間外勤務1						
	当該職員の時間単価×125/						
	・週休日における時間外勤務1						
	当該職員の時間単価×135/						
	・午後10時から翌日の午前5時						
	その割合に100分の25を加算し	た割合					

宿日直手当	支給額(1回) 4,200円				
期末手当勤勉手当	期末手当勤勉手当計6月期1.25月分0.70月分1.95月分12月期1.50月分0.70月分2.20月分計2.75月分1.40月分4.15月分動勉手当の支給月数(管理監督職を除く)は、 成績標準者に係るものです。 (職制上の段階、職務の級等による加算措置有)				
退職手当	勤続年数支給率自己都合勧奨・定年勤続20年23.50月分30.55月分勤続25年33.50月分41.34月分勤続35年47.50月分59.28月分最高限度額59.28月分59.28月分定年前早期退職特例措置として、 2~20%の加算があります。				

(8) 特別職の報酬等

区分	報酬等月額
市長	102万円
副市長	84万円
議長	53.5万円
副議長	46.5万円
議員	42.0万円

(9) 勤務時間の状況

一般的な職場

(平成22年4月1日現在)

/2/11/4 01 1/74 ///4		(1 ///-	 	 1—7
1週間の勤務時間	38時間45分			
勤務時間	午前8時30分~午後5時15	分		
休憩時間	午後0時~午後1時			

(10) 特別休暇等の状況

(平成22年4月1日現在)

休暇の種類	休暇日数等	有給・無給の別
公民権行使のための休暇	必要と認められる期間	有給
証人等として官公署へ出頭するための休暇	必要と認められる期間	有給
骨髄液提供のための休暇	必要と認められる期間	有給
ボランティア休暇	1年度につき5日以内	有給
結婚休暇	連続する5日の範囲内の期間	有給
生理休暇	必要と認められる期間(2日以内)	有給
妊娠中の健康診査のための休暇	妊娠23週まで …4週間に1回 妊娠24週~35週 …2週間に1回 妊娠36週~出産まで …1週間に1回で、 その都度必要と認める期間	有給
妊娠中の通勤緩和のための休暇	正規の通勤時間の始め又は終わりにおいて、 1日を通じて1時間以内	有給
出産予定休暇 (産前休暇)	出産予定日前6週間(多胎妊娠の場合14週間)目に当たる日から出産日までの期間	有給

出産休暇(産後休暇)	出産の日の翌日から8週間を経過する日まで の期間	有給
生後1年までの子の保育のための 休暇	1日2回、1回30分又は 1日1回、60分以内の期間	有給
配偶者の出産休暇	出産のために入院する等の日から出産の日後 2週間を経過する日の期間内における2日以 内	有給
子の養育のための休暇	配偶者の出産予定日前6週間(多胎妊娠の場合14週間)から出産日の翌日から8週間までの期間内において5日以内	有給
小学校未就学の子の看護のための 休暇	1年度につき5日の範囲内の期間	有給
忌引休暇	親族に応じての連続する日数(1日から7日 まで)の範囲内の期間	有給
父母の法要休暇	1日の範囲内の期間	有給
夏季休暇	1年度の7月から9月までの期間内で6日以 内	有給
災害時の復旧作業等の休暇	7日の範囲内で必要と認められる期間	有給
災害時又は交通機関の事故等の休 暇	必要と認められる期間	有給
災害時の身体の危険回避の休暇	必要と認められる期間	有給
病気休暇	公務上の負傷等及び結核性疾患は1年以内、 その他は90日(規則で定める負傷又は疾病 にあっては、180日)以内の期間	有給
介護休暇	2週間以上介護を必要とする一の継続する状態ごとに連続する6月以内の期間	無給

3 職員の分限処分及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分

(平成21年度)

				(十)及 2	1 中皮)
区分	降任	免職	休職	降給	計
処分者数 (人)	0	0	11	0	11

※分限処分とは、公務の能率の維持やその適正な運営の確保の目的から、 勤務実績不良、心身の故障等のため職責を十分に果たせない等の場合に 職員の意に反して行う処分です。

(2) 懲戒処分

(平成21年度)

				(十)从 2	1 中皮)	
区分	戒告	減給	停職	免職	計	
処分者数 (人)	0	0	0	0	0	

※懲戒処分とは、公務員としてふさわしくない非行がある場合に、職員の 一定の義務違反に対する道義的責任を問い、公務における規律と秩序を 維持することを目的とした処分です。

4 職員の服務の状況

(1) 地方公務員服務規律の概要

(服務の原則)

職員は、市民全体の奉仕者として公務を民主的かつ能率的に運営すべき責務を深く 自覚し、法令、条例、規則その他規程及び上司の職務上の命令に従い、誠実かつ公正 に職務を遂行しなければならない。

(2) 年次有給休暇の取得状況

(平成21年度)

対象職員数	728人
平均使用日数	8.5日

(3) 育児休業等の状況

(平成21年度)

	育児休業	部分休業
男性職員	0 (0) 人	0 (0) 人
女性職員	23 (10) 人	3 (0) 人
計	23 (10) 人	3 (0) 人

^{※()}内は、育児休業取得者のうち平成21年度新規取得者数です。

5 職員の研修及び勤務成績の評定の状況 研修の実施状況

(平成21年度)

区	分	研修実施者	研 修 名	平成21年度) 受講者数(人)
		7712 7712 74	新採用職員研修	9
		初級職員特別研修	11	
			新任係長研修	16
			新任課長級研修	20
		旧栃木市	財務事務研修	26
			人権問題研修	32
$H \times H \hookrightarrow T$	14		人事評価研修	196
単独自主研	"修		技能労務職員研修	66
			交通安全研修	204
			新採用職員接遇研修	4
		旧大平町	メンタルヘルス研修	30
			町政セミナー	80
		旧藤岡町	人権研修	69
		口膝 叫叫 	メンタルヘルス研修	153
			新採用職員研修	19
			接遇研修	31
			初級職員研修	29
			業務効率化研修	22
			民法講座	27
			行政法講座	21
広域自主研修	栃木地区職員研	ディベート講座	26	
	19	修協議会	問題解決研修	27
			政策課題立案研修	25
			政策形成研修	20
			折衝・交渉力研修	19
			JST (基本コース)	20
		マネジメント研修	12	
		経営管理研修	10	
	栃木県市町村職	管理監督者研修 11講座	31	
市町村広域	研修	員研修協議会	一般職員研修 2講座	31
		栃木県	県・市町村職員合同研修 4講	
派遣研修		市町村アカデミー	専門実務研修課程等 3講座	3
VICKE WITE		日本経営協会	行政管理講座	14

- 6 職員の福祉及び利益の保護の状況
 - (1) 職員の健康保持増進対策

区分	受診者数
一般健康診断	502人
乳がん・子宮がん検診	266人
人間(脳)ドック	561人

- (2) 職員福祉のための独自の制度の概要
 - ① 栃木市職員厚生会の状況(旧栃木市) (会員数:596名)

21年度事業決算額	
7,407千円	掛金(会員掛金(率):給料月額の3/1,000)
7,410千円	市からの負担金(負担金(率):給料月額の3/1,000)

主な事業

- 給付事業 (慶弔金や見舞金の給付)
- 厚生事業(主なものとしては、スポーツ観戦・芸術鑑賞助成)
- 健康増進事業(人間ドック助成等)
- 貸付事業
- ② 都賀町職員互助会の状況(旧都賀町)(会員数:142名)(臨時職員・嘱託員を含む)21年度事業決算額3,542千円会員からの掛金・町からの負担金

主な事業

- 体育助成
- 〇 職員研修
- 厚生補助
- 慶弔金
- ③ 独自事業について
 - ・旧大平町 香料 0件
 - ・旧藤岡町事業内容決算額福利厚生費補助金454千円県町村会職員保険料722千円
 - ・旧都賀町事業内容決算額県町村会職員保険料470千円
- (3) 災害補償の実施状況

 公務災害補償制度
 (平成21年度)

 加入団体
 災害件数
 災害の概要

 地方公務員災害補償基金栃木県支部
 5
 創傷、骨折

- 7 公平委員会の業務の状況
 - (1) 勤務条件に関する措置の要求の状況 該当なし
 - (2) 不利益処分に関する不服申立ての状況 該当なし
 - (3) 職員からの苦情の処理の状況 該当なし